

2023年4月

各位

京都信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の適用対象口座変更及び預金規定の一部改定について

平素は京都信用金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

当金庫では、2021年10月1日以降に開設された口座を対象に「未利用口座管理手数料」を適用しておりますが、長期にわたり利用が無い口座が犯罪等に不正利用されることを未然に防ぐため、本手数料の対象範囲を、2021年9月30日以前に開設された口座にも適用するよう変更いたします。

何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 変更日 2023年5月31日（水）

2. 変更内容

現在	2021年10月1日以降に開設された口座で、一定の条件に該当した口座
変更後	2021年9月30日以前に開設された口座を含む、すべての口座で、一定の条件に該当した口座

3. 手数料 年間1,320円（消費税込）

4. 対象となる口座

2年間お預け入れ、払戻しのない普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座

※本変更に伴う、2021年9月30日以前に開設された口座に対する手数料の徴求は、  
2024年9月以降となります。

※対象のお客様には、郵送にて順次ご案内いたします。

5. 対象外となる場合

- (1) 該当する口座の残高が1万円以上である場合
- (2) 該当する口座と同一店舗で、該当する口座以外に所定のお取引がある場合など  
(詳細は、[こちら「未利用口座管理手数料のご案内」](#)をご覧ください。)



6. 預金規定の改定について

本手数料の変更に伴い、「預金共通規定」を下記のとおり改定します。

改正日：2023年5月31日（水）

新旧対照表

新	旧
<p>第14条（未利用口座管理手数料）</p> <p>1.この預積金が、次のすべてに該当する場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</p> <p>① 普通預金（総合口座を含む）および貯蓄預金</p> <p>② 最後の預入れまたは払戻し（利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上利用がないこと</p> <p>③ 預積金口座の残高が1万円未満であること</p> <p>④ <u>後見支援預金口座・マル優設定口座・ジュニアNISA設定口座でないこと</u></p> <p>⑤ この預積金者に預積金口座と同一店舗で、以下のお取引がないこと</p> <p>A. 定期預金・定期積金・外貨預金・財形預金</p> <p>B. 投資信託・公共債・保険等のお預かり金融資産</p> <p>C. お借入れまたはカードローン契約</p> <p><u>D. 各種インターネットバンキングサービス契約</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>第14条（未利用口座管理手数料）</p> <p>1.この預積金が、次のすべてに該当する場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</p> <p>① <del>2021年10月1日以降に開設された</del>普通預金（総合口座を含む）および貯蓄預金</p> <p>② 最後の預入れまたは払戻し（利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上利用がないこと</p> <p>③ 預積金口座の残高が1万円未満であること</p> <p>④ この預積金者に預積金口座と同一店舗で、以下のお取引がないこと</p> <p>A. 定期預金・定期積金・外貨預金・財形預金</p> <p>B. 投資信託・公共債・保険等のお預かり金融資産</p> <p>C. お借入れまたはカードローン契約</p> <p>2～4 略</p>

以上